## 平成18年度第2回総合セキュリティ対策会議 (平成18年9月15日) 発言要旨

## 【事務局説明】

(事務局より「平成18年上半期のサイバー犯罪の検挙及び相談受理状況」、「平成18年上半期の不正アクセス行為の発生状況等」及び「平成18年度上半期のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況」について説明。)

- 〇 出会い系サイトに関係した事件のうち、児童ポルノが急増しているが、 具体的にはどのような被害なのか。
- 〇事務局: 出会い系サイトを通じて知り合った者に呼び出された後、性交 しているところを写真に撮られたり、あるいは単に脱いだところ を撮影されるといった形態の被害である。
- O 携帯電話については、フィルタリング機能があるのだが、出会い系サイトに関係した事件の被害者やその親のフィルタリングの認知度を示すデータはあるのか。
- 〇事務局: 平成17年ごろの調査であるが、フィルタリングを知っているという保護者は半数以下であり、実際に利用したことがあると回答したのは1割にも満たなかった。

【関係機関・団体と連携した「インターネット・ホットラインセンター」の 運用について】

(事務局より資料に沿って説明)

- 〇 ホットラインセンターに寄せられた通報件数は運用開始当初の予想を大幅に上回っているという認識か。
- ○事務局: 予想を大幅に上回っているという認識が正直なところである。 常勤の勤務員は2人のみであり、通報に係るすべてのURLを目 視しているだけでなく、ホスト先を割り当てるなどの作業も行っ ているところであるので、業務量の面でかなりの負担がかかっている。
- ホットラインセンターが自分の足で立つための運営の基軸を作りながら その軸を揺るがさない限度で色々な関係機関・団体、民間企業等に協力を 呼び掛けていくという手法は大変望ましい。

しかし、「パートナー」と「アソシエイト」という用語については、できるだけ多くの人が直感的に分かるような用語を検討した方がよいのではないか。

〇局長 : ホットラインセンターの運用状況に関する報告を受け、違法情報の捜査がなかなか簡単には進まないという現状を考えると、捜査に必要な証拠保全をできるだけ早く講じ、それが終了したものについては迅速に削除を依頼するといった方向での検討が必要であると考えている。

他方で、ホットラインセンターからプロバイダ等に削除依頼を行った情報の中には、削除されないまま放置されているものもあることから、こうした点についても検討した上で、それなりの対応を講じられるようにしていくことが、ホットライン制度の重要なポイントではないだろうか。

また、ホットライン運用ガイドラインの対象外となった通報の中には、一般的な出会い系サイトに関する通報が多いのだが、これらの情報について通報を行う方々は出会い系サイトそのものが問題であるとして通報しているのか、それともワンクリック詐欺につながるから問題であるとして通報しているのだろうか。

O 実際にサイトの内容を見ると、ほとんどがワンクリックサイトか、無料で登録させておいて、高額な料金を一方的に請求してくるといった悪質サイトがほとんどである。

実際に通報者のコメント欄を見ても、迷惑メールとして送られてきたメールの本文を張りつけているケースがほとんどであり、出会い系サイトを装って料金を不当に請求しようと思う業者が迷惑メールをばらまき、それを受け取った人が出会い系サイト規制法違反というカテゴリーで通報していると思われる。

- 〇局長 : そういう通報であるならば、それは詐欺罪を構成する可能性の ある違法情報に転化する可能性が高いのではないか。
- ワンクリック詐欺については、一般的な呼称として使用されているが、 最近見受けられるワンクリック系のサイトは、少なくとも2回確認画面が 出るような形になっており、画面の真ん中に料金の表示があったりする。 そうすると、警告が出ているのに、それを読みもせず機械的にクリック した消費者側にもかなりの落ち度はあるため、詐欺とはなかなか言いづら く、現在のところ、違法情報として取り扱うのは困難ではないかと思う。
- 〇局長 : ホットラインセンターとして措置を取ったものが 1 万1,309分 の1,000件足らずという状況であり、通報された方が、通報して

も何ら措置がなされないということを感じ始めると、ホットラインセンターの活動が先細りになっていくという懸念もある。

やはり、通報内容を分析し、できるだけ取り上げられるように していくという工夫もあってもいいのではないか。

O その点については、私共も問題意識として持っており、このような状況 に基づき、運用ガイドラインの見直しを行っていかなければならないと考 えている。

個人的な感想を言うと、昔はアダルトの画像等はある意味ではビジネスのために作ったコンテンツであったが、最近はデジタルカメラやカメラ機能付きの携帯電話の普及に伴い、個人が手軽にわいせつ画像等をインターネット上に掲載するようなケースが増加していると感じている。このようなものについては、一罰百戒という意味でも警察による摘発等を行わないと、普通の人達がこのような画像を掲載することが普通だという認識になってしまう。

〇局長 : 多くの人がインターネットの世界で犯罪を気軽に犯してしまう という状況が広がっており、そうしたものに警告を発していくと いうことは非常に重要であると思う。

ホットラインセンターにおいてこのような情報を蓄積することで初めて客観的に説得力のある説明ができるわけであり、私共としても捜査という観点で、要望に応えていきたいと思う。

【インターネット社会における匿名性の問題について】 (委員より資料に基づき説明)

- 〇 インターネットを使う際に本人認証を行い、当該端末からプロバイダへの通信、プロバイダからの通信経路に関する記録を保存し、利用者の登録情報も保存するといった一般向けのサービスはあるのだろうか。
- 今の話については、PKIの認証サービスを使えば可能ではあるが、そういうサービスを使いたくない人が多いという問題がある。ユーザー側が常に第三者保証を求めるというカルチャーにならない限り、このような匿名性というのは常に存在するため、善意でインターネットを利用する人が騙されてしまうことを防ぐ方策を考えなければならない。
- 〇 インターネットを使えば名誉毀損はやり放題、わいせつ画像は流し放題で、逃げ放題という社会は困る。「ここまで悪いことをすれば捕まる。」という担保があるべきではないだろうか。
- 〇 ここでの議論においては、犯罪現象にきちんと対処できる制度基盤を作

るべきであるということを議論することが考えられるが、これについては 言論や通信の問題も絡んできて、すぐには結論を出せないと思う。

また、匿名性を明らかにすべきだという議論をする以上は、一方で匿名性の反対という意味で顕名が確保される基盤を作り、リアルワールドで顕名で行っており、匿名では行うことができないような資産等に関するサービスについては、顕名で行うようにして、あえて匿名の方でやった場合には、権利救済も甘くなるといった仕組みについて考える必要があるのではないか。

このようなことは警察だけでやれることではないが、そういった公衆向 けのサービスの創設を誘導していくといった議論が必要だと思う。

- O それは、インターネット上においては特別なもの以外は匿名性を徹底するといった考えか。
- O もともと、匿名の世界がそこにあったというふうに承知しており、匿名 性を全面的に否定するとなると、誰がどうやって否定するのかという問題 になる。
- 〇 確かにそのとおりであるが、現実に被害が発生している状況にあるため、 被害を防ぐ方策を考えていかなければならないと思う。
- O 匿名性の問題にどう対処していくかということを考えると、2つの観点があると思う。

1つは善意の人をどう守るかという観点であり、もう1つはインターネット上の匿名性を意図的に悪用する犯罪者にどう対応するかという観点である。

匿名性が排除され、追跡性が完全に確保されれば、その両方を解決できると思われるが、現実にはそうはいかない。この場の議論においては、どこをターゲットにするかと考えることが重要であり、善意の人を救うということを考えるのであれば、一般の方々に対する普及・啓発という方策が考えられる。

一方で、悪意のある者を追跡するとなると、どちらかというと捜査等の話になってくるので、アプローチが異なり、協力を呼びかける相手や、技術的なものももちろん異なってくる。

O 議論を進める上では、インターネットというネットワークの特性を考慮 しておく必要があると思う。インターネットというオープンなネットワー クの作り方からいって、匿名性を技術的に排除していくことは困難であり、 防犯や犯罪発生後の捜査については、この特性を前提に考えざるを得ない と思う。

このように考えると、犯罪の捜査の過程において、どういうデータがあ

れば検挙に結びつくのか、どこの通信のどの部分を履歴として押さえておけば、そのトレーサビリティーが確保できるのかということをきちんと検討していく必要があると思う。

〇 情報セキュリティの問題については技術も重要であるが、それをいかに 広めていくかということを考えなければならない。このような教育や宣伝 について考えることなしに、いきなり匿名性の話に入ってしまうと、イン ターネット利用者等から否定的な意見が出るのではないか。

## 【捜査上の観点から見たインターネット社会の匿名性の問題】 (事務局より資料に基づき説明)

○ 電子掲示板上の名誉毀損事案については犯人を特定する資料はアクセス ログのみであり、このような事案がある大型電子掲示板で行われると、発 信者情報開示を行おうが何をしようがその掲示板の管理人は対応を行っ てくれない。この管理人は裁判所の言うことを聞かないため、もうそこか ら先はお手上げという状態になっている。

また、インターネットカフェ等の端末から犯罪を行われると犯人に辿り着くことが困難であるため、そこでの本人確認についての法制化や意図的にログを記録しない電子掲示板等にログの保存を義務付けるという方向もあるのではないかと思う。

〇 ログの保存を義務付ければ、確かに追跡性は上がるのだろうが、本当に それがいいのかというと、必ずしもそうではない。

ログの保存を義務付けるということではなく、ユーザー側に選択の余地を与えるため、自分はログを保存している、この会社はログを保存しているといったことを表明するようにすればいいのではないだろうか。

- O しかし、ログを保存しないことを売りにしている電子掲示板に、人が集まり、世の中を動かしていってしまっているという現実もあり、そこをどうするかが大きなポイントだと思う。
- 今回の検討テーマは非常によいテーマであるのだが、論点が多岐にわたるため、次回からは論点を少し絞って進めていった方がいいのではないだろうか。特に、ログの保存の関係については、これまでの歴史と経緯があり、そう簡単に結論が出るものではないと思う。

論点を絞った上で、我々がホットラインを作ったようにもっと具体的で 力のある提案をしていくべきだと思う。